

定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します。

どんな給付金？

令和7年度に実施される「定額減税補足給付金（不足額給付）」は、定額減税の恩恵を十分に受けられなかった方を対象に、不足分をあとから補うための給付金です。



「定額減税補足給付金（不足額給付）」は大きく分けて、**不足額給付①**と**不足額給付②**の2つに分類されます。

不足額給付①の給付対象者には、8月下旬頃に「支給のお知らせ」または、「支給要件確認書」をお送りしております。

しかし、不足額給付②の給付対象者への発送は準備中のため、準備が整い次第、順次発送してまいります。

また、「令和6年1月2日以降にうるま市へ転入した方」への発送も同様に準備中のため、今しばらくお待ちください。



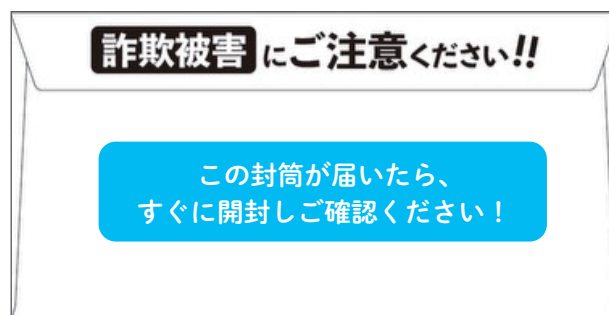
詳細は
HPを
チェック



HP



よくある質問



手続き方法



あり

公金受取口座等の登録が

なし



支給のお知らせ

原則、手続き不要

受取口座を変更したい、支給を希望しない方は手続きが必要です。

提出期限 9月5日(金)必着

支給要件確認書

郵送での提出が必要です。



提出期限 10月31日(金)

※消印有効

必ず封筒に同封された書類を確認し、早めに所定の手続きを行ってください。

問 コールセンター ☎0120-553-399 平日:8:30~17:15(土日、祝日を除く)